

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

( 答申第 5 7 5 号 )

平成 2 1 年 2 月 2 0 日

横 情 審 答 申 第 575 号  
平 成 21 年 2 月 20 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成20年11月11日港湾港第286号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「ふ頭用地を港湾施設とした、具体的な法律根拠」の却下決定に対する異議申  
立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「ふ頭用地を港湾施設とした、具体的な法律根拠」の開示請求を却下とした決定は、取り消すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「ふ頭用地を港湾施設とした、具体的な法律根拠」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年9月16日付で行った却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第17条第3項に該当し、条例を適用しない文書であるため却下としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 横浜市の港湾施設に関する規定については、横浜市港湾施設使用条例（昭和24年9月横浜市条例第49号）（以下「港湾施設条例」という。）、同施行規則（昭和26年2月横浜市規則第3号）及び同条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示（昭和43年5月1日告示第94号）（以下「告示」という。）により規定されており、これらが掲載されている横浜市例規集が本件申立文書である。
- (2) ふ頭用地については、横浜市が管理する港湾施設であるところ、横浜市が管理する港湾施設については、港湾施設条例等により定められており、これらは横浜市例規集に掲載されている。横浜市例規集については、横浜市の市民情報センターに配架し、市民の方々に閲覧していただくことができることから、条例第17条第3項の規定により、条例が適用されないため、本件請求については却下とした。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、ふ頭用地を港湾施設とした具体的な法律根拠の開示を求める。
- (2) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に定める港湾施設には、ふ頭用地

という名称の港湾施設は存在しない。

- (3) 港湾施設条例第2条にいう「これらに準ずる施設」について、同条第2項では「港湾施設の設置について必要な事項は、市長が告示する。」とされているが、告示には、ふ頭用地という名称の港湾施設はない。すなわち、港湾施設条例では、ふ頭用地という名称の港湾施設は定義されていない。
- (4) なお、港湾施設条例第12条第1項では、「港湾施設・・・の使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる額・・・の使用料を納付しなければならない。」とし、「(5) ふ頭用地使用料」を定めているが、これはふ頭用地という港湾施設が存在するなら成り立つ規定であり、逆にこの規定をもってふ頭用地という港湾施設が存在する根拠とはなり得えない。
- (5) したがって、本件処分は、ふ頭用地について定義がなされていない港湾施設条例を根拠として行われた、違法な処分である。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、「ふ頭用地を港湾施設とした、具体的な法律根拠」が記載されている文書である。

### (2) 本件処分における本件申立文書の特定について

ア 当審査会において、本件処分に係る却下通知書を見分したところ、「開示請求に係る行政文書」欄には「ふ頭用地を港湾施設とした、具体的な法律根拠」と記載され、また、「却下の理由」欄には、「当該行政文書は、横浜市例規集に掲載され、横浜市立図書館その他これに類する横浜市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存しているため」として、条例第17条第3項に規定する条例適用外の資料に該当する旨が記載されていた。

イ 実施機関が、開示請求に係る決定を請求者に対して通知する際には、決定において特定した行政文書の名称について、その名称自体に非開示情報が含まれている等の場合を除き、具体的に通知書に記載することが必要であると考えられる。

ウ しかし、本件処分に係る却下通知書の記載からは、実施機関が特定した行政文書の具体的な名称は分からず、ひいては、当該行政文書が条例第17条第3項に規定する条例適用外の文書であるか否かを判断することもできない。結局、本件処分に係る却下通知書は、開示請求に係る行政文書の具体的な名称の記載を欠く不備なものと言わざるを得ない。

(3) 結論

以上のとおり、本件処分は、行政文書の名称の記載に不備があり、取り消すべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年11月11日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成20年11月14日 (第137回第二部会) 平成20年11月21日 (第70回第三部会) 平成20年11月27日 (第136回第一部会)	・諮問の報告
平成20年12月5日 (第71回第三部会)	・審議
平成20年12月8日	・異議申立人から意見書を受理
平成20年12月19日 (第72回第三部会)	・審議
平成21年1月16日 (第73回第三部会)	・審議
平成21年2月6日 (第74回第三部会)	・審議